

船舶事故等調査報告書

平成24年5月31日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011広第220号	
事故等種類	衝突（かき筏）	
発生日時	平成23年12月17日（土） 23時45分ごろ	
発生場所	広島県廿日市市宮島口棧橋沖 廿日市市所在の亀石灯標から真方位035° 1.3海里付近 （概位 北緯34° 18.7′ 東経132° 18.6′）	
事故等調査の経過	平成23年12月28日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	プレジャーボート ^{たなか} 田中丸、5トン未満	
船舶番号、船舶所有者等	291-34023広島、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	本船 船底に擦過傷 かき筏 竹材折損	
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者2人を乗せ、宮島口棧橋沖を航行中、同棧橋に着棧していた旅客フェリーの動静に気を取られ、船位を確認せずに航行し、平成23年12月17日23時45分ごろかき筏に船首部が衝突した。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風速 約3～4m/s、視界 良好 海象：海上 平穏	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、宮島口棧橋沖を航行中、船長が、着棧中の旅客フェリーの動静に注意を向け、船位を確認せずに航行したことから、かき筏に接近し、かき筏に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、宮島口棧橋沖を航行中、船長が船位を確認せずに航行したため、かき筏に接近し、かき筏に衝突したことにより発生したものと考えられる。	
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・自船の船位を常時把握しておくこと。	